

1. 治水の現状と課題

〔利別川〕

利別川は、東三国山（標高 1,230m）にその源を発し、陸別町市街地にて陸別川、斗満川などを合流しながら南西に進み、その後、足寄町市街地において足寄川を合流し、流路をやや南東方向に変えながら流下し、本別町市街地直上流地点において大臣管理区間に接合する流域面積 2,752km²、幹川流路延長 150km の一級河川である。

利別川の名前の由来は、アイヌ語のトッペツ「tush-pet 蛇川」が転訛したものとされている。（「北海道の川の名」より）

利別川沿いは明治 10 年代頃から森林伐採や大豆・小豆の畑作等による開拓が平坦地から開始され、寒冷な丘陵地では昭和 10 年代頃から酪農が営まれてきた。昭和 37 年には、発電用水を取水する仙美里ダム（最大取水量 90.0m³/s 最大発電量 29,100kw）が作られた。同ダムからは、平成 6 年以降下流の維持流量として 2.5m³/s が放流されている。



▲利別川と足寄町市街地

（出典：帯広建設管理部）

流域の地質は、上流域の北東部及び西部に安山岩質の火山岩石、中央部及び足寄川上流域左岸には砂岩・泥岩から成る堆積岩、また、これより下流域には火山灰が堆積した凝灰岩が多く見られる。本川及び支川沿いの平坦部には、第四紀の沖積世の砂・礫・粘土が分布している。

利別川では、昭和 37 年に浸水家屋が 130 棟、浸水面積 714ha にも及ぶ大きな被害を受けている。また、昭和 50 年にも浸水家屋が 22 棟などの被害を受けており、これを契機に昭和 52 年から 56 年に足寄町大誉地、昭和 56 年から 63 年に足寄町市街地において局部改良工事、さらに平成 6 年度からは、知事管理区間下流端より足寄市街地までの区間において広域基幹改修事業が行われている。

しかし、近年においても依然として、平成 4 年 9 月の台風 17 号、平成 10 年 8 月、平成 13 年 9 月、平成 15 年 8 月の豪雨等により家屋の浸水、農地の冠水により農作物の被害、農地の流出等が発生しており、中でも平成 13 年、15 年の豪雨では、利別川沿川の住民に避難勧告が出されたり、未改修区間である陸別町では国道や鉄道が通行止めになるなど、社会経済に大きな影響を与えている。また、平成 28 年 8 月の豪雨では、浸水家屋 4 戸、浸水面積 173ha の浸水被害を受けている。

市街地および農地でのこのような被害を防止するために、大臣管理区間の整備状況との整合性を図りながら継続的かつ早急に改修を進めることが求められている。

○ 利別川における主な災害

年 月	被 害 状 況	陸別観測所 (mm/2日)	足寄観測所 (mm/2日)
S37.8	浸水家屋130棟、浸水面積 714ha	102	108
S50.3	浸水家屋22棟、浸水面積0.2ha		
S58.7	浸水面積146ha	97	22
S63.11	浸水面積6.9ha	102	82
H16~7	浸水面積62.6ha	68	143
H2.9	浸水家屋3棟	65	50
H4.9	浸水家屋17棟、浸水面積76ha	122	141
H10.8	浸水家屋8棟、浸水面積2.6ha	142	120
H13.9	浸水面積79.3ha 避難勧告599世帯	148	106
H15.8	避難勧告610世帯	153	177
H28.8	浸水家屋4戸、浸水面積173ha	119	136

参考文献：「水害統計 国土交通省河川局、帯広建設管理部資料」



▲利別川(計画起点付近)＜平成4年9月＞



▲利別川(陸別町市街地)＜平成10年8月＞



▲利別川(陸別町)＜平成13年9月＞



▲利別川(足寄町市街地)＜平成15年8月＞



▲利別川(下愛冠地区)＜平成15年8月＞



▲利別川(足寄町市街地)＜平成28年8月＞

(出典：帯広建設管理部)

〔足寄川〕

足寄川は、十勝地方北東部にある阿寒摩周国立公園の、雌阿寒岳(標高 1,499m)にその源を発し、茂足寄川、螺湾川、稲牛川等の支川を合流しながら南西に流路をとり、足寄市街地にて利別川に合流する流域面積 542km²、幹川流路延長 65km の一級河川である。

足寄川の名前の由来は、アイヌ語のエショロペツ「esoro-pet 沿うて下る・川」が転訛したものとされている。(「北海道の川の名」より)

流域の地質は、上流域の雌阿寒岳周辺は安山岩質の火山岩が分布し、火山噴出物で川が堰き止められて出来たオンネトーなどの湖沼がある。この湖沼より下流部は第三紀の堆積岩である泥岩・礫岩より成る陸別層・仁生層・本別沢層等が丘陵台地を形成している。下流域には火山灰が堆積した凝灰岩等から成る足寄層が多く見られる。本川及び支川沿いの平坦部には、第四紀の沖積世の砂・礫・粘土が分布している。

河川沿いの平坦地には畑地が広がり小麦・小豆・ビート・馬鈴薯等が栽培されている。丘陵地には牧草地が一部に見られ、また、落葉針葉樹が広く植林されている。同川に沿って国道 241 号が伸びており、下流端右岸には足寄町市街地が広がっている。



▲足寄川と周辺に広がる農地

(出典:帯広建設管理部)

足寄川では昭和 37 年に流出家屋 1 棟、浸水面積 1,635ha にも及ぶ大きな被害を受け、その後、昭和 50 年、昭和 54 年にも被害を受けた。昭和 63 年 11 月にも大きな土木施設被害を受けており、これを契機に、平成 2 年度から暫定計画による改修が開始され平成 16 年度に完了済みであるが、暫定流量対応の改修であることや未整備区間もあることから、平成 4 年 9 月、平成 10 年 8 月、平成 13 年 9 月の豪雨等により家屋の浸水、農地の冠水により農作物の被害、農地の流出等が発生しており、さらに平成 15 年 8 月の豪雨では、足寄町市街地において計画高水位を越え、市街地への越水の危険性が高まったことから、土のう積み上げによる水防活動が実施された。また、平成 25 年 8 月及び平成 28 年 8 月の豪雨では、浸水家屋 45 戸、浸水面積 62.4ha の農地・宅地の浸水被害が、また令和 3 年 11 月にも農地の浸水被害を受けている。

これらの被害を防止するために、足寄川においては、合流河川の利別川の整備状況との整合性を図りながら今後も継続的に整備を進めていくことが求められている。

○ 足寄川における主な災害

年 月	被 害 状 況	足寄観測所 (mm/2日)
S37.8	流失家屋1棟、浸水面積1.639ha	108
S50.5	浸水家屋3棟、浸水面積0.1ha	110
S54.10	浸水家屋1棟、浸水面積0.5ha	77
S63.11	土木被害	82
H4.9	浸水家屋2棟、浸水面積0.02ha	141
H10.8	土木被害	120
H13.9	浸水面積73.1ha	106
H15.8	浸水家屋5棟、浸水面積1ha	177
H25.8	農地浸水	112
H28.8	浸水家屋45戸、浸水面積62.4ha	136
R3.11	浸水面積1ha	89

参考文献：「水害統計 国土交通省河川局、帯広建設管理部資料」



▲足寄川<平成4年9月>



▲足寄川<平成10年8月>



▲足寄川<平成10年8月>



▲足寄川<平成15年8月>



▲足寄川<平成28年8月>



▲足寄川<令和3年11月>

(出典：帯広建設管理部)

〔螺湾川〕

螺湾川は、十勝地方北東部にある阿寒摩周国立公園の西側にあるオンネトーにその源を発し、南西に流路をとり、螺湾市街地にて足寄川に合流する流域面積 122.7km²、幹川流路延長 32km の一級河川である。

螺湾川の名前の由来は、アイヌ語のラ・ウン・ペツ「Ra-un-pet(低い処・にある・川)」が転訛したものとされている(「北海道の川の名」より)。

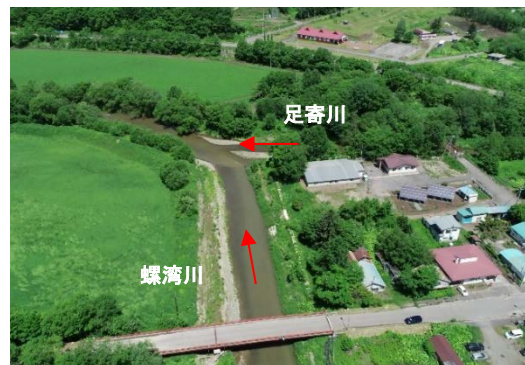
流域の地質は、上流域の雌阿寒岳周辺は安山岩質の火山岩が分布し、オンネトーなどの湖沼がある。この湖沼より下流部は第三紀の堆積岩である砂岩・泥岩・凝灰岩より成るタウシュベツ層

・仁生層・本別沢層等が丘陵台地を形成している。本川及び支川沿いの平坦部には、第四紀の沖積世の砂・礫・粘土が分布している。

河川沿いの平坦地には畑地が広がり、主に牧草、ビート等が栽培されている。足寄川に合流する下流側右岸には、螺湾市街地が広がっている。

螺湾川では昭和 63 年 11 月に浸水家屋 6 戸、浸水面積 17.6ha の被害が発生しており、これを契機に、平成 3 年度から一定計画による改修が開始され平成 12 年度に完了済みであるが、事業完了後も平成 25 年 4 月、平成 28 年 8 月の豪雨により一部家屋の浸水が発生し、螺湾市街地において計画高水位を越え市街地への越水の危険性が高まったことから、土のう積み上げによる水防活動が実施された。また平成 30 年 3 月にも融雪出水や令和 3 年 11 月の豪雨により農地の浸水被害を受けている。

これらの被害を防止するために、螺湾川においては、早期の治水安全度の向上、河川整備を進めていくことが求められている。



▲栄橋上流の螺湾川

○ 螺湾川における主な災害

年 月	被 害 状 況	上螺湾 観測所 (mm/2日)
S56.8	浸水家屋1戸、浸水面積0.1ha	
H6.9	土木被害	71
H11.5	土木被害	84
H13.9	土木被害	154
H14.9	土木被害	39
H15.8	土木被害	102
H25.4	浸水面積2.9ha	66
H28.8	浸水家屋7戸、浸水面積4.6ha	134
H30.3	農地浸水	75
R3.11	農地浸水1.0ha	※89

※足寄観測所(mm/2日)

参考文献：「水害統計 国土交通省河川局、帯広建設管理部資料」



▲螺湾川<平成 25 年 4 月>



▲螺湾川<平成 28 年 8 月>



▲螺湾川<平成 30 年 3 月>



▲螺湾川<平成 30 年 3 月>

2. 河川利用及び河川環境の現状と課題

〔利別川〕

利別川の知事管理区間における河川水の利用は、水力発電用水（本別発電所）の1施設で最大 90.0m³/s が仙美里ダムで取水されているが、過去に渇水被害を生じた事例はない。

利別川は十勝川水系河川環境管理基本計画では、仙美里ダム下流地点を境に、下流が田園ブロック（利別川ブロック）、上流がダム溪流ブロック（利別川上流ブロック）に属している。

「田園ブロック」においては、「生活の中の河川空間」に位置づけられ、辺り一面に広がる畑作、酪農地帯の牧歌的田園風景にマッチした緑の空間を基本とし、市街地の展開する場所においては、人々にうるおいと安らぎを与える整備を行うとされており、一方、「ダム溪流ブロック」では、「活動的な大自然との協調空間」に位置づけられ、山並みと、周辺の緑、ダム湖の織り成す景観を保全するように整備及び管理を行うとされている。

足寄市街地下流には、昭和 37 年に完成した仙美里ダムがあり、ダム湖には抽水性植物等が茂る湿地状の浅瀬が広がり、山腹に広葉樹が茂る対岸までの 500m 以上の開放水面とともに、動植物に多様な環境を提供している。足寄町の町民センターに隣接する区間にはパークゴルフ場があり、夏には、両国橋下流の河川敷は花火大会、祭りなどのイベント会場として利用され、地域住民のふれあいと憩いの場として重要な場所となっている。

仙美里ダム下流区間は、河床勾配は 1/600 程度で、河床には砂礫や凝灰質岩の露岩が見られる。平成 6 年からダムより維持流量 2.5m³/s が放流されており、湾曲部には災害で設置したブロック護岸の前面に淵が形成され、そこにはイトヨ、トミヨ等の魚類が生息している。砂質河床の瀬には、フクドジョウ、アメマス、エゾウグイ等の姿が見られる。河川周辺は兩岸ともに農地が迫っているため狭長であるがオノエヤナギ、ドロノキ、ケヤマハンノキ等よりなる良好な河畔林が続き、その中にケショウヤナギ、ヤエガワカンバが混在している箇所も見られる。畑との境目付近にはエゾオオヤマハコベが見られる。水際や河岸にはヨシなどの水生植物が繁茂し、貴重種であるミクリも点在している。



▲足寄ふるさと盆踊り (出典:足寄町町勢要覧)

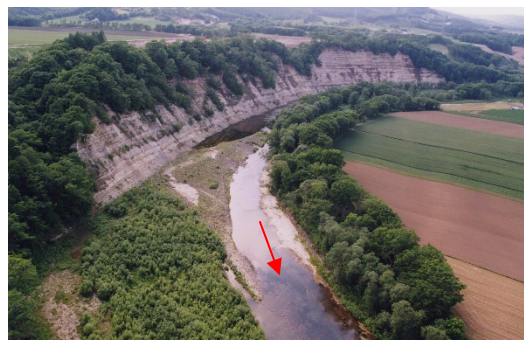
また、砂泥質河床にはスナヤツメ（北方種）などの魚類が、最下流部右岸の河岸段丘侵食面にはショウドウツバメの集団営巣地があり、開拓橋の橋桁にはイワツバメの営巣が確認されている。

本区域においては、底生動物として造網型トビケラの一種であるキタシマトビケラが優占種として確認されており、草原や森林においてはエゾユキウサギ、カラフトアカネズミ、エゾクロテン、エゾリス、エゾモモンガ等が生息している。

仙美里ダムから足寄川合流点では、合流点付近右岸に市街地が広がり、それ以外は左岸も含め主に農地が広がっている。河床勾配は 1/1000 程度と緩く、河床材には泥質部が多く、湿

シ等の水生植物が広がる。また、マガモ、コガモ、オシドリ等水鳥の飛来地となっているほか、湖畔の左岸にはアオサギのコロニーが確認されている。魚類は、トミヨ、ウグイ、ウキゴリ等が確認されている。また、底生動物は、ダム湖においては、スジトビケラ属が、足寄市街地にかけては、マエグロヒメフタオカゲロウが優占種として確認されている。

足寄川合流点より上流の河床勾配は 1/400 程度で、整備区間最上流の陸別町市街地付近での河床勾配は 1/200 程度となる。河川周辺は、ハルニレ群落を中心とした河畔林が見られ、流れは大きく蛇行していて、浮き石の多い淵尻や瀬には、ニジマス、ハナカジカ等の魚類の生息が確認されている。また、底生動物は陸別町の市街地においては、アミメシマトビケラ属が優占種として確認されている。哺乳類では、キタキツネ、エゾリス、エゾアカネズミ等が見られる。



▲ 湾曲部の河畔林と河道状況

利別川は「公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準」の A 類型に指定されている。昭和 50 年度から平成 21 年度に実施した、公共用水域の水質測定結果における川合橋（環境基準点）地点での BOD75%値は 0.6~1.8mg/l で、環境基準を達成しており、良好な水質となっている。

また、平成 15 年に水質調査を足寄町^{あいかつぶ} 愛冠、^{しおほろ} 塩幌、^{およち} 大誉地 並びに陸別町市街地で行っており、その結果どの地区の BOD 値も、AA 類型相当の値を示している。

以上のように、利別川は良好な河畔林が形成され、水際にはヨシ、ミクリ群落等の植物が茂り、これらが川面を覆う水中には多くの魚類が生息し、周囲の河畔林には鳥類が見られる。また、市街地に隣接する区間では地域住民のふれあいや憩いの交流の場として、夏期には花火大会などのイベント会場として利用されている。

こういったことから、今後河川整備を進めるにあたっては、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を図るため、河川空間の拡大、蛇行の保全、瀬・淵環境や多様な水際環境の保全・創出、魚類が生息できる水質の保持といった事項に配慮し、また、地域住民や行政機関との連携を図りながら整備を推進していかなければならない。

〔足寄川〕

足寄川の知事管理区間における河川水の利用はないが、河川空間の利用は、釣りのポイントとして訪れる人がいる。

利別川合流点からカアカルシナイ川までの下流区間は、河床勾配が 1/400 程度で合流点付近には足寄町市街地が展開し、これより上流は両岸とも農地が広がっている。

平成 2 年度からの暫定計画により実施した護岸工の栗石粗朶工からはヤナギが回復し、低木の河畔林を形成しつつある。河道は緩やかに蛇行を繰り返し、河床に砂礫が目立つ瀬や淵を形成している。水際にはヨシなどの湿性植物や抽水植物が茂り、そこにトミヨ、スナヤツメ（北方種）、ジュズカケハゼが生息し、浮き石が多い淵尻や瀬にはウグイ、フクドジョウ、ハナカジカ、ニジマス等が見られる。



▲ 回復する河畔林(ヤナギ等の低木林)

ヤナギ類、ハルニレ、ケヤマハンノキ等よりなる河畔林が河道内に残されている箇所も見られる。沿川の河畔林の枝にはモズ、ノビタキ、ベニマシコ等の鳥類がとまり、餌となる草の実や昆虫を探している姿が見られる。

カアカルシナイ川から稲牛川までの中流域は、河床勾配が 1/300 程度で両岸に農地が広がっている。川沿いにはヤナギ類、ハルニレ、ケヤマハンノキ等の河畔林が茂り、湾曲部ではその幅が広い箇所も見られ、河畔林の下部には、貴重種であるアカンカサスゲ、ノダイオウ、ホザキシモツケ等の草本類も茂っている。水際にはミゾソバ、オオイヌタデ、ヨシ等の湿性植物が茂り、その草陰にはイトヨ、キンブ



▲ 湾曲部の河畔林と河道状況

ナ、スナヤツメ（北方種）等の魚類が生息し、水草にはモノアラガイが確認されている。砂礫質河床の瀬にはウグイ、フクドジョウ、ハナカジカ、ニジマス等の姿が見られ、周辺の河畔林の枝には、小魚を求めて時折ヤマセミが現れる。河原や中州にはハクセキレイ、キセキレイが姿を見せ、水際にはアオサギが見られる。また、草原では、カバイロシジミ、シロオビヒメヒカゲ等が、上流の沼では、キタイトトンボなどの昆虫類が見られる。底生動物は造網型トビケラ的一种であるキタシマトビケラが優占種として確認されている。

稲牛川合流点上流は河床勾配が 1/250 から 1/340 程度で、両岸には畑地が広がり、右岸は国道 241 号が並行している。崖地にはケヤマハンノキ、ミズナラ、川沿いの低地には、ヤナギ類、ハルニレ、ヤチダモ等よりなる河畔林が茂り、河道は緩やかに蛇行を繰り返している。

砂礫質河床の瀬には、ハナカジカ、淵にはエゾウグイ、スナヤツメ（北方種）、緩流域にはヤチウグイが確認されている。崖地にはハヤブサの営巣が確認されているほか、ヤマセミの姿が見られ、草地にはオオジシギが飛来している。また、湿地では、エゾサンショウウオが産卵している。

足寄川は「公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定されていないが、平成 14 年度及び令和 3 年度に実施した水質調査結果による BOD 値は、共励橋地点で 1.7mg/l、川上橋地点で 1.1mg/l で A 類型相当の値を示し、上流稲牛橋地点では、0.5mg/l で AA 類型相当の値を示しており、良好な水質となっている。

以上のように、足寄川では工事後数年を経た箇所では、ヤナギなどの河畔林が回復してきていること、未着手区間の河岸や水際には抽水植物が茂り、これらの陰影が川面を覆う水中には、多くの魚類が生息していること、周辺の河畔林や河原、水際に餌を探す鳥類の姿が見られることなどから、今後河川整備を進めるにあたっては、樹木の保全、崖地の保全、瀬・淵の保全と創出、緩流域の保全と創出、河岸や水際植生の保全と回復、湿地環境の保全が課題である。また、魚類が生息できる水質の保持といった事項に配慮し、地域住民や行政機関との連携を図りながら整備を推進していかなければならない。

〔螺湾川〕

螺湾川の知事管理区間における河川水の利用はないが、中流域の上螺湾地区には「ラワンぶき」が自生しており、ラワンぶき鑑賞圃場が整備され、北海道遺産に指定されている。

足寄川合流点から初見橋区間の河床勾配は、足寄川合流点付近で 1/450、栄橋上流から初見橋地点までで 1/250 程度となっており、右岸には螺湾市街地が左岸には農地が広がっている。



▲ 螺湾市街地と河道状況

河道は大きく湾曲しており、崖地にはミズナラ、ケヤマハンノキ等よりなる河畔林が茂り、良好な自然環境を有している。

砂礫質河床の瀬には、ハナカジカ、淵にはエゾウグイが確認されている。

螺湾川は「公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定されていないが、令和 3 年度に実施した水質調査結果による BOD 値は、栄橋地点で 0.5~0.7mg/l で A 類型相当の値を示しており、良好な水質となっている。

今後河川整備を進めるにあたっては、樹木の保全、崖地の保全、瀬・淵の保全と創出、河岸や水際植生の保全と回復、魚類が生息できる水質の保持といった事項に配慮する。また、地域住民や行政機関との連携を図りながら整備を推進していかなければならない。

第2章 河川整備計画の目標に関する事項

本水系における河川整備の方針としては、十勝川水系河川整備基本方針及び北海道の川づくりビジョンに基づき、河川改修の現状、水害発生状況、河川利用の現況、河川環境の現状等を考慮するとともに、関連市町の総合計画等や土地改良事業等の関連する事業とも調整を図りながら、河川整備にあたっての目標を明確にして、治水・利水・環境の総合的な河川整備を推進する。

第1節 計画対象区間

河川整備の対象とする河川は、8町における北海道知事管理区間河川68河川、延長約792km、流域面積約6,700km²とする。計画対象区間のうち、優先整備区間は、利別川62.9km、足寄川21.8km、螺湾川0.7kmである。

表-3 優先的に整備を実施する河川区間

河川名	対 象 区 間	優先整備 区間延長
利別川	自 大臣管理区間上流端 至 陸別町清楓橋地点	62.9 km
足寄川	自 利別川合流点 至 足寄町螺湾橋地点	21.8 km
螺湾川	自 足寄川合流点 至 足寄町初見橋地点	0.7 km

第2節 計画対象期間

河川整備計画の計画対象期間は、河川整備計画策定から概ね30年間とする。また、本計画は、現時点の社会状況、自然状況、河道状況に基づき策定されたものであり、策定後のこれら状況の変化や新たな知見・技術の進歩等の変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うものとする。

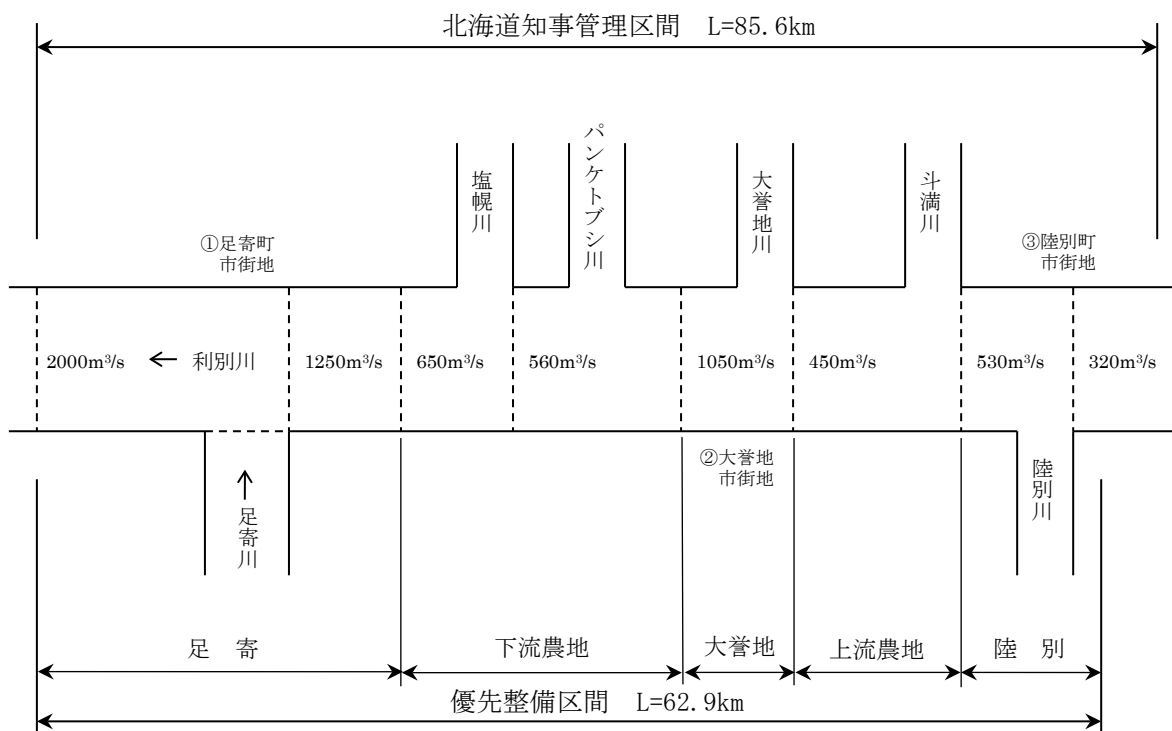
第3節 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

本圏域内の河川のうち、沿川の人口・資産の状況、現況流下能力、災害の発生状況を踏まえ、洪水による被害が発生した河川、もしくは発生危険が高い河川や想定される被害の大きい河川として、利別川、足寄川及び 螺湾川 において優先的に河川整備を行うとともに、近年の全国的な水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化等を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」への転換を推進し、洪水等による災害被害の軽減を図る。

〔利別川〕

利別川は、平成13年9月に発生した洪水を踏まえ、沿川市街地への洪水による災害発生防止、農地区間においては、土地利用や地域の要望を踏まえ、洪水被害の軽減を目的とし、整備を進める。

整備計画目標流量配分区

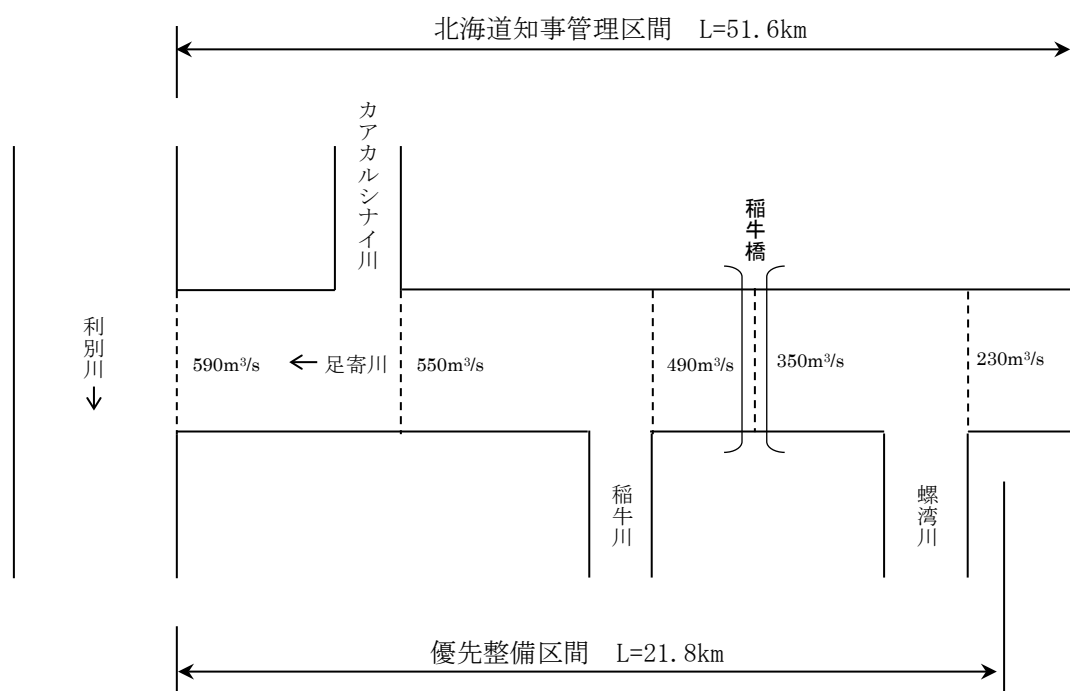


※土地利用等を踏まえ目標流量を設定しているため、農地区間の流量を市街地区間より小さくしている。

〔足寄川〕

足寄川は、平成13年9月及び令和3年11月に発生した洪水を踏まえ、足寄町市街地と沿川の農地の洪水による災害発生の防止又は軽減を目的とし、整備を進める。

整備計画目標流量配分図

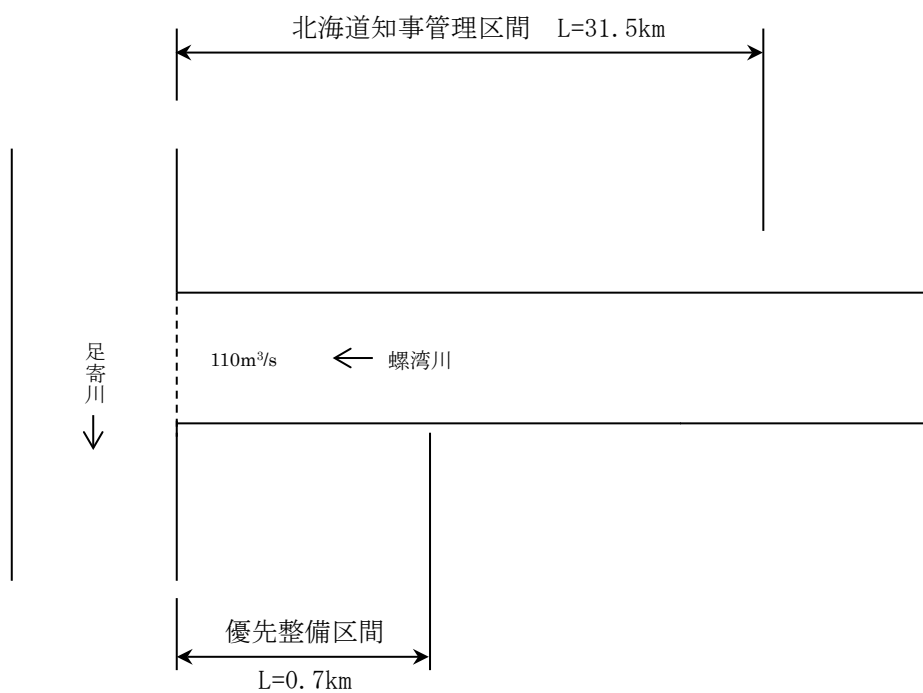


※土地利用等を踏まえ目標流量を設定しているため、延伸区間の流量を下流の市街地区間より小さくしている。

〔螺湾川〕

螺湾川は、令和3年11月に発生した洪水を踏まえ、沿川の足寄町螺湾地区の家屋及び農地への洪水による災害発生の防止又は軽減を目的とし、整備を進める。

整備計画目標流量配分図



第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

〔利別川〕

利別川の水利用は、仙美里ダム(昭和37年完成)にて許可水利権に基づき発電用水が取水されており、ダム下流には維持流量 2.5m³/s が放流され河川環境が保たれていることから、今後もこの状態を維持するものとする。

足寄市街地においては花火大会などのレクリエーション場所として高水敷の利用が行われ、地域住民にうるおいを与える川となっているため、沿川住民、自治体等との連携を図りながら適正な利用に努めるものとする。

利別川では、これまでに記録として残っている渇水被害は生じていないが、流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め、今後さらに検討を行うものとする。

〔足寄川〕

足寄川の水利用は、現在行われていない。

足寄川では、これまでに記録として残っている渇水被害は生じていないが、流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め、今後さらに検討を行うものとする。

〔螺湾川〕

螺湾川の水利用は、現在行われていない。

螺湾川では、これまでに記録として残っている渇水被害は生じていないが、流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め、今後さらに検討を行うものとする。

(2) 河川環境の整備と保全

〔利別川〕

利別川の整備及び管理に際しては、河川が本来有している生物の生息・成育・繁殖環境、多様な河川景観の保全・創出及び人と河川との豊かなふれあいの場の確保等に配慮し、現在の水量・水質に著しい影響を与えないように努めるものとする。

河岸沿いにはケシヨウヤナギなどのヤナギ類を主体とする良好な河畔林があることから、これらの河畔林は出来る限り保全する。また、魚類の生息に配慮し、現況の河床及び河岸や水際の植生の保全に努める。

今後貴重な種が発見された場合には、必要に応じ有識者の助言等を得て、適切な処置を行うものとする。

また、河川環境の数値目標の位置付けに向けた検討を実施する。

〔足寄川〕

足寄川の整備及び管理に際しては、河川が本来有している生物の生息・成育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を図りながら、現在の水量・水質に著しい影響を与えないように努めるものとする。

足寄川の崖地は、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっていることから、その保全を図る。また、河川敷が広く、河畔林がある箇所では、極力その保全に努める。さらに魚類等が生息・生育・繁殖している環境に配慮し、瀬・淵の保全と創出、緩流域の保全と創出、河岸や水際植生の保全と回復、湿地環境の保全に努める。

今後貴重な種が発見された場合には、必要に応じ有識者の助言等を得て、適切な処置を行うものとする。

また、河川環境の数値目標の位置付けに向けた検討を実施する。

〔螺湾川〕

螺湾川の整備及び管理に際しては、河川が本来有している生物の生息・成育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を図りながら、現在の水量・水質に著しい影響を与えないように努めるものとする。

螺湾川の崖地は、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっていることから、その保全を図る。また、魚類が生息・生育・繁殖している環境に配慮し、瀬・淵の保全と創出、河岸や水際植生の保全と回復に努める。

今後貴重な種が発見された場合には、必要に応じ有識者の助言等を得て、適切な処置を行うものとする。

また、河川環境の数値目標の位置付けに向けた検討を実施する。

第3章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

本圏域において、整備計画の目標を実現するための具体的な方策として計画的に整備を施行する河川は、以下のとおりである。

〔利別川〕

河川工事の目的

平成13年9月に発生した洪水を踏まえ、沿川市街地への洪水による災害発生の防止、農地区間においては、洪水被害の軽減を目的とし、河道の掘削、護岸の敷設等の整備を行う。

また、足寄市街地上流の農地区間の堤防については、霞堤方式による整備を行う。

施行の場所

大臣管理区間との境界地点から陸別町清楓橋までの延長L=62.9km

河川工事の種類

河道の掘削、堤防の整備、護岸の敷設、樋門・樋管や排水工の設置

○環境への配慮事項

利別川は良好な河畔林が続き、多くの魚類が生息している河川環境に配慮し、現況河岸・河床の保全、多自然川づくりによる植生回復可能な護岸整備など多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出に努めるものとする。また、市街地部においては河川空間の利用に配慮した整備を行う。

利別川は河川空間の拡大において、改修工事により低水路を拓げるため、河道に土砂が堆積するなどの障害が発生することを防止することを目的に、河道の低水路内に蛇行させた低々水路を設け、多様な流れを創出するとともに、土砂を移動させる空間を確保することで、自然環境の形成が早期に図られるよう配慮する。また、治水上支障とならない範囲で、河畔林の保全に努める。

〔足寄川〕

河川工事の目的

平成13年9月及び令和3年11月に発生した洪水を踏まえ、足寄町市街地と沿川の農地への洪水による災害発生の防止又は軽減を目的とし、河道の掘削、護岸の敷設等の整備を行う。

施行の場所

利別川との合流点から螺湾橋までの延長 L=21.8km

河川工事の種類

河道の掘削、堤防の整備、護岸の敷設、樋門・樋管や排水工の設置

○環境への配慮事項

足寄川では崖地が多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっていることから、その保全を図るとともに、繁殖期に配慮して整備を行う。また、河川敷が広く、河畔林がある箇所では、治水上支障とならない範囲で河畔林の保全に努める。魚類等が生息している河川環境に配慮し、極力瀬・淵の保全に努め、掘削により喪失する場合でも、川自身の力で瀬・淵が形成されるように拡幅を行う。また、遊泳力の弱い魚類等に配慮し、緩流域の保全、湿地環境の保全に努め、工事により緩流域が喪失する場合は、水制等により緩流域の創出に努める。さらに水辺環境の連続性を図るため、河岸や水際植生の保全に努め、改修により改変する場合もその影響を最小限に止めるとともに、早期に植生が回復する対策を施すものとする。

〔螺湾川〕

河川工事の目的

令和3年11月に発生した洪水を踏まえ、沿川の足寄町螺湾地区の家屋及び農地への洪水による災害発生の防止又は軽減を目的とし、河道の掘削、堤防の整備を行う。

施行の場所

足寄川合流地点から初見橋地点までの延長 L=0.7km

河川工事の種類

河道の掘削、堤防の整備、護岸の敷設、樋門・樋管や排水工の設置

○環境への配慮事項

螺湾川では、崖地が多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっていることから、その保全を図り、繁殖期に配慮して整備を行う。また、極力瀬・淵の保全に努め、掘削により喪失する場合でも、川自身の力で瀬・淵が形成されるように拡幅を行う。さらに水辺環境の連続性を図るため、河岸や水際植生の保全に努め、改修により改変する場合もその影響を最小限に止めるとともに、早期に植生が回復する対策を施すものとする。

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

1. 河川の維持の目的

河川の維持管理は地域特性を踏まえつつ、「災害発生の防止」「河川の適正な利用」「流水の正常な機能の維持」「河川環境の整備と保全」等、総合的な観点から適切な実施に努めるものとする。

2. 河川の維持の種類及び施行の場所

(1) 河川管理施設の維持管理・災害復旧

洪水等による災害の発生を防ぐためには、堤防、護岸、樋門などの河川管理施設の機能を十分に発揮させることが必要である。このため、河川管理施設の現有機能の把握・評価を行った上で、機能の低下を防止するための復旧・修繕、機器の更新等を行う。

圏域内の全市町村が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されていることから、防災等関係機関と連携を図りながら被害の軽減に努めるものとする。

また、洪水による河川氾濫等により小規模な家屋浸水被害が発生した箇所^{※1}については、流域の地形特性や過去の災害発生状況、上下流・本支川バランス等を踏まえ、緊急性や優先度を考慮し、被災原因に応じた災害復旧や局所的な手当を行うことにより、家屋浸水被害の防止又は軽減を図る。具体的には、河道掘削、河川法線形の是正及び被災要因となった構造物の改築などを行う。関係機関や地域の理解等も踏まえ、整備後の浸水被害防止区域^{※2}等も適宜設定する。

※1 これまで浸水被害が発生した箇所に加え、今後の降雨により浸水被害が発生する恐れのある箇所も含む。

※2 浸水被害防止区域とは、河川整備等の治水対策や雨水を貯留・浸透させる流域対策を実施しても浸水被害が高頻度で発生すると見込まれる地域において、高齢者等の要配慮者をはじめとする方が予め被害を避けることができるようにすることを目的として、特定の行為について開発規制、建築規制を設ける区域のこと。

1) 河川の巡視及び点検

平常時は定期的に河川巡視を行い、河川管理施設の状況、河岸や河道内の状況などを把握する。

出水時は降雨や河川水位の状況から、河川管理施設の状況や異常の発生の有無を把握するため、河川巡視を行う。

また、出水後・地震後等に河川巡視を行い、河川管理施設の状況を確認し、今後の出水等により危険が想定される場合には、当該区間において必要な対策を講ずるものとする。

2) 河道の維持

長期の流水または出水により土砂が堆積し、洪水の流下を阻害している場合は、周辺の河川環境を保全・創出し、治水と環境の両立を図りつつ掘削などの必要な対策を講じる。

これとは反対に、河床が低下している場合は、護岸構造物や頭首工、橋梁の基礎部が露出し、大きな被害へと繋がる危険性が高いことから、低下箇所を早期発見に努め、河川管理上支障となる場合は、適切な処置を行う。

魚道など河道の連続性について点検し、支障がある場合は適切な処置を行う。

3) 堤防・護岸の維持管理

堤防・護岸については、巡視などにより法面の崩れ、亀裂、陥没などの異常について早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行う。

堤防法面などについては、流下能力の確保や堤防機能の維持のため、かつ、河川環境の保全に支障とならないように必要に応じて草刈りを適宜実施する。

4) 河川構造物の維持管理

樋門などの河川構造物は、適正に操作され、その機能が正常に維持されるために定期的に点検を行い、適切に管理する。

(2) 樹木の管理

河道内の樹木については、治水上支障となる場合には、必要に応じモニタリング調査や有識者等の助言を得るなどし、伐採などを実施する。

(3) 水質

水質事故に備え、常時から油処理材等の資材の備蓄、機材の整備を行う。

第4章 河川の情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

第1節 河川にかかわる調査・研究等の推進に関する事項

河川整備、維持、管理の基礎資料とするため、水文観測を継続的に進めるほか、必要に応じて河川及び河川周辺の環境調査などを行い、データの収集に努め、河川改修後の環境への影響について、調査・研究を関係機関の協力を得ながら継続して実施する。

第2節 河川情報の提供に関する事項

雨量・水位情報をリアルタイムで収集し、関係機関に迅速に提供することにより水防活動等の必要な対策の速やかな実施を促すとともに、雨量・水位情報や河川パトロールによる情報などに関しては、地域住民や関係機関等にも幅広く、迅速な情報伝達ができる体制づくりを行い、河川情報の共有化を図る。

また、計画規模や現況流下能力を越える洪水に対して極力被害の防止・軽減を図るため、関係機関等と連携を図り、ハザードマップ作成の支援などを行う。

河川事業の紹介・河川愛護・美化思想の普及等河川に関する広報活動・情報提供を行い、河川事業に関して広く理解を得られるように努めるとともに、地域住民の治水、利水、河川環境に関する知識の向上と親水思想の高揚を図る。

水質事故が発生した場合は、事故状況を的確に把握し、関係機関への速やかな連絡、事故後の河川、水質の継続的な監視、迅速な事故処理等を関係機関と協力して行う。

第3節 地域や関係機関との連携等に関する事項

地域特性やニーズを反映させた河川整備の実施と河川管理を目指し、地域住民・関係機関との連携によって、川づくりへの住民参加や子供達への教育環境の場を提供するなどの利活用が図られるよう努める。

また、流下能力不足や堤防高不足により氾濫が予想される区域に対しては、関係機関と連携しながら洪水被害の防止・軽減のための水防活動を支援する。

流域の視点に立った総合的な治水対策の見地から、治水上の影響が大きい土地の改変を伴う開発行為については、流出量の抑制のため、防災調整池の設置や土砂流出防止対策について関係部局・機関との連携を図る。

大規模氾濫に対しては、想定最大規模降雨による大規模な洪水氾濫被害を軽減するため平成28年(2016年)6月に「十勝川減災対策協議会」が、平成29年(2017年)3月に「利別川流域連絡協議会」が組織され、自治体や河川管理者等の関係機関の取り組みを共有するなど連携を強化し、防災・減災対策を推進する。

また、近年、頻発化、激甚化する豪雨災害への対応や今後の気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、令和2年(2020年)9月に十勝川流域のあらゆる関係者で構成する「十勝川流域治水協議会」を設立し、河川整備のさらなる推進に加え、森林整備や農業排水路等の整備や、浸水対策を考えたまちづくり等の流域のあらゆる関係者による取組を推進する「十勝川水系流域治水プロジェクト」を令和3年(2021年)3月に策定した。引き続き、実施主体による取組状況等の情報共有を行い、対策の実施時期や進め方について調整を図るなど定期的にプロジェクトの推進管理を行いながら、地域の状況に応じた対策の充実・強化に取り組む。